

## 袖ヶ浦さつき台病院ソーシャルメディア運用ガイドライン

### 1. 目的

このガイドラインは、袖ヶ浦さつき台病院が情報を発信等するためにソーシャルメディアを活用するにあたり、その特性を十分に理解し、効果的な情報の発信に役立てるために必要な指針を定める。

### 2. 定義

このガイドラインにおいてソーシャルメディアとは、X（旧 Twitter）・Facebook・YouTube・Instagram 等インターネットを利用して情報を発信・相互に情報を伝達する手段をいう。

### 3. 運用に関する事項

(1) 本ガイドラインはホームページに公開する。

(2) ソーシャルメディアを運用する場合には次の対応を行う。

①開設は、運用方針を定め、稟議承認をもって行う。

②運用方針は、ホームページ上で公開する。

③投稿は、運用担当部署が『4. 情報発信にあたっての基本原則』『5. 禁止事項』を遵守し行う。手順は次の通りとする。

・運用担当者は、ソーシャルメディア投稿確認書を作成し、投稿内容が分かる資料を添付の上、運用担当責任者へ提出を行う。

\*運用担当部署以外の部署が投稿を依頼する場合には、投稿内容が分かる資料を運用担当者へ提出し、運用担当者がソーシャルメディア投稿確認書の作成を行う。

・運用担当責任者は、ソーシャルメディア投稿確認書の確認・決裁を行う。

・運用担当者は、決裁後、投稿を行う。

④変更・閉鎖は、稟議承認をもって行う。

(3) なりすまし等を防止するため、ホームページにソーシャルメディアへの URL を掲載し、当該ソーシャルメディアの自由記述欄において、ホームページの URL を掲載すること（相互リンクの確立）。

- (4) パスワードは10文字以上（数字記号、アルファベット大文字・小文字）等推測されやすいものは避け、第三者に知れることが無いよう管理すること。

#### 4. 情報発信にあたっての基本原則

- (1) 袖ヶ浦さつき台病院の職員として、理念・規則を遵守し、自覚と責任を持った発信を行うこと。
- (2) 基本的人権、肖像権、プライバシー権などを侵害することがないように十分留意するとともに、著作権、個人情報保護等に関する法令を遵守すること。
- (3) 書き込み等を行う情報は正確に記述すると共に、内容について誤解を招かないように十分注意すること。

#### 5. 禁止事項

次に掲げる情報発信は禁止する。

- (1) 誹謗中傷すること。
- (2) 人権の侵害に繋がること。
- (3) 職務上必要な場合を除き、職員の個人的状況・意見等を発信すること。
- (4) 違法行為を煽ること。
- (5) 単なる噂や噂を助長させる情報を発信すること。
- (6) 職務上知り得た秘密や個人情報を含む情報を発信すること。
- (7) 第三者の権利を侵害する情報を発信すること。
- (8) わいせつな内容を含む情報を発信すること。
- (9) 信頼性が確保できない情報を発信すること。
- (10) 運用担当部署以外の者が情報を発信すること。